

第 6446 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 27日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 担保がある場合の金銭債権の貸倒れ処理

Q : 不動産に抵当権を設定して資金を貸し付けている取引先が、経営不振で営業をストップしています。この取引先に対する貸付金は、貸倒れ処理することができますか？

A : 担保物を処分した後であれば認められます。

【解説】

法人税では、担保物がある場合は、次のように担保物を処分しないことには貸倒れ処理が認められないこととなっています。

【回収不能の金銭債権の貸倒れ】

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

【一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ】

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。

・ 債務者との取引を停止した時以後1年以上経過した場合（当該売掛債権について担保物のある場合を除く。）



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】